

訪問販売で勧誘された布団乾燥シート 断りきれずに契約したので解約したい

【質問】

3日前に「以前買ってもらった布団のことで話がある」と事業者が訪問してきたので、家にあげてしまった。布団乾燥シートを使った方が良いと勧誘され、断りきれずに契約した。代金8万円は事業者に銀行に連れて行かれ、現金で支払った。覚えの無い事業者だったし、高いと思うので解約したい。玄関には「訪問販売お断りステッカー」を貼っているが、他の事業者も訪問してくるので困っている。(80代女性)

【回答】

訪問販売による契約は、特定商取引法（特商法）で規制されており、事業者は勧誘に先立って事業者名や販売目的を告げること、同法で定められた内容を記載した契約書面を交付する義務があります。また、特商法北海道消費生活条例では、断っている人へ勧誘を継続すること（再勧誘）や、後日あらためて勧誘することを禁止しています。

【解決】

- ・相談者に確認したところ、訪問時に事業者名や布団乾燥シートの勧誘であることを告げられた覚えは無いとのこと。
- ・契約書面に単価や支払回数の記載が無く、書類不備であることがわかった。
- ・契約してから4日目のため、クーリング・オフの手続きを行った。
- ・北海道立消費生活センターから事業者へ禁止事項を指摘し、クーリング・オフすることと、今後の勧誘を断る旨を伝えた。(北海道立消費生活センター発行「きらめつく No130」より抜粋。) ※役場産業振興課にあります。



連絡先

◎困ったときは、まず、相談を！

- ・長万部町役場産業振興課 ☎2-2455
- ・北海道立消費生活センター 相談専用電話 050-7505-0999 (平日9:00~16:30)
- ・消費者ホットライン(局番なし) 188 (函館消費者センターまたは国民生活センターへ繋がります)



八雲警察署です



冬道における交通事故の防止

ストップ・ザ・交通事故 ～めざせ 安全で安心な北海道～

(1)余裕を持った運転を

冬道は天候や道路状況により渋滞が発生し、目的地までに時間がかかります。

目的地までの天気や道路の状況を事前に把握して、時間に余裕を持って出発しましょう。

(2)スピードダウンと慎重な運転を

冬道では、スリップによる正面衝突などの交通事故が多発しています。

特に日陰や橋の上、トンネルの出入口は滑りやすくなっていますので、スピードダウンと道路状況にあわせた慎重な運転を心がけましょう。

(3)「急」のつく運転操作は危険

急発進、急ハンドル、急ブレーキといった「急」のつく運転操作はスリップにつながり大変危険となりますのでやめましょう。

(4)交差点に注意

雪山で見通しが悪い交差点などでは、「車が来ているかもしれない」、「歩行者が横断するかもしれない」と予測して、徐行して安全確認を徹底しましょう。

(有料広告)

本格石焼きピッツァ テイクアウト萬べえ

博 士「ねえ、マリ子ちゃん。ひざって10回言ってみて。」

マリ子「うん、ひざ・ひざ・ひざ・ひざ...ピザ!!」

博 士「そう。ピザになるよね!!ピザには人々を笑顔にする力があるのさ」

- ・国産天然酵母使用、5日以上低温で
- ・じっくり熟成させた手作り生地。
- ・木燃料を使用し、550℃の超高温で一気
- ・に焼き上げるから、約90秒でパリッと
- ・モチッと仕上がります。

長万部町大町 ☎01377-6-9712 定休日:月曜日